

地域医療支援病院の 名称使用承認申請について

医務薬事課

地域医療支援病院の制度概要

- 医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が承認するもの
- 本県では能代山本医師会病院と秋田赤十字病院が承認を受けている

地域医療支援病院の制度概要

- 地域医療支援病院としての主な機能は次のとおりである
 - ①紹介患者に対する医療の提供
(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
 - ②医療機器の共同利用の実施
 - ③救急医療の提供
 - ④地域の医療従事者に対する研修の実施

今回の趣旨

- 市立秋田総合病院から地域医療支援病院の名称使用承認申請があったもの
- 承認に当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際、当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議することが求められていることから、協議を行うもの

主な承認要件と申請内容

(1) 開設主体

国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等であること

【申請者】

地方独立行政法人

(地方独立行政法人法施行令第40条により、市町村とみなす)

(2) 紹介患者に対する医療提供

紹介患者中心の医療を提供していること

(具体的には次のいずれかに該当すること)

①紹介率が80%以上

②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上

③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上

【申請者】

紹介率52.3%、逆紹介率79.1% (精査中) であり、③に該当

主な承認要件と申請内容

(3) 共同利用の実施

病院の建物や設備、器械又は器具を他の医療機関で勤務する医師等に利用させる体制が整備されていること

【申請者】

共同利用のための運営規程や共同利用を行おうとする医療機関の登録制度を設けており、現に他の医療機関が医療設備等の共同利用を行っている

(4) 救急医療の提供

救急医療を提供する能力を有していること

【申請者】

救急告示医療機関であり、重症救急患者のための専用病床を確保している

主な承認要件と申請内容

(5) 地域の医療従事者に対する研修の実施

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有していること

【申請者】

地域の医師等を含めた症例検討会や医学・医療に関する講習会を定期的に行っており、研修開催に必要な施設として講堂や会議室を設けている

(6) 病床規模

200床以上有していること

【申請者】

病床数は396床である

(一般333床、精神45床、結核14床、感染症4床)

※県医務薬事課による審査の結果、申請内容は概ね適当と判断

都道府県知事が定める事項

- 承認に当たり、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要なものであるものとして都道府県知事が定める事項を責務として追加できることから、提案を求めるものである

→現時点で県から特別な事項を責務として追加することは考えていない

(厚生労働省が示している例)

- ①医師の少ない地域を支援すること
- ②近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会議における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること
- ③平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと
- ④平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

今後の流れ

- 医療審議会での諮問、答申（3月末）
- 秋田県知事による承認（令和8年度当初）
（審議会において「承認が適当である」旨の答申が得られた場合）